

C 2  
b/4

平成21年(ネ)第36号 損害賠償請求控訴事件

平成21年(ネ)第923号 損害賠償請求附带控訴事件

控訴人(附带被控訴人) 株式会社集英社、花谷寿人、江刺正嘉、渡辺英寿、小出禎樹、  
小泉敬太

被控訴人(附带控訴人) 佐藤一樹

### 和解案

- 1 控訴人らは、本件書籍において、本件事故の原因として後の刑事事件の控訴審判決が認定した事実と異なる記述が存在すること及び被控訴人が無罪を主張していた事実について言及がないことを認め、これにより被控訴人が不快の念を抱いたことについて遺憾の意を表明する。また、控訴人らは、被控訴人の刑事裁判における被控訴人の主張に関する取材が不十分だったという被控訴人の見解を真摯に受け止め、今後の取材・編集活動に生かすべく努める。
- 2 被控訴人は、本件書籍執筆及び発行の目的が、医療事故における組織的・制度的な問題の究明にあり、被控訴人を含む医師個人の責任を追及したりその名誉を毀損することにはなかったことを理解する。
- 3 控訴人ら及び被控訴人は、本件訴訟が和解によって解決したという事実並びに本和解条項第1項及び第2項の内容を除き、本件訴訟の経緯並びに本件訴訟において提出された準備書面等及び証拠(但し、公刊物を除く。)を秘密として保持し、正当な理由なく、これを第三者に開示又は漏洩しない。
- 4 控訴人ら及び被控訴人は、控訴人らと被控訴人との間には、本和解条項に定める内容を除き、一切債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用及び和解費用は、第一審、控訴審とも各自の負担とする。